

# 働きやすい職場づくりアンケートより

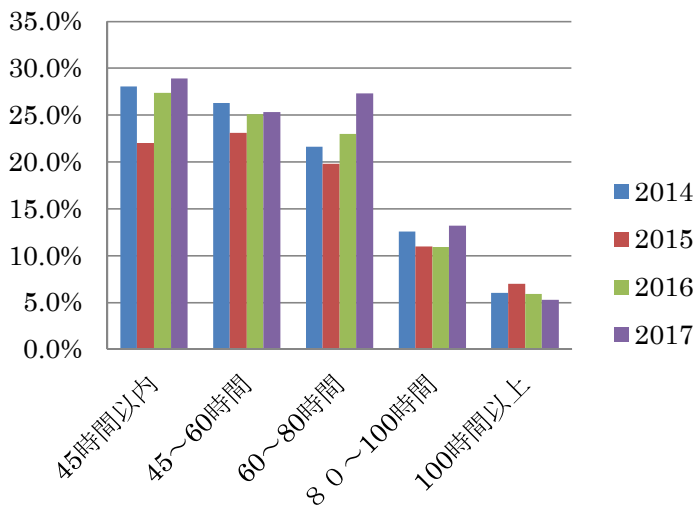
その1

多くの皆様のご協力ありがとうございました。結果を3号に分けてご報告します。

今年も約7割が超勤45時間以上！

## 2017 熊本県教職員組合

ひと月当たりの超勤時間

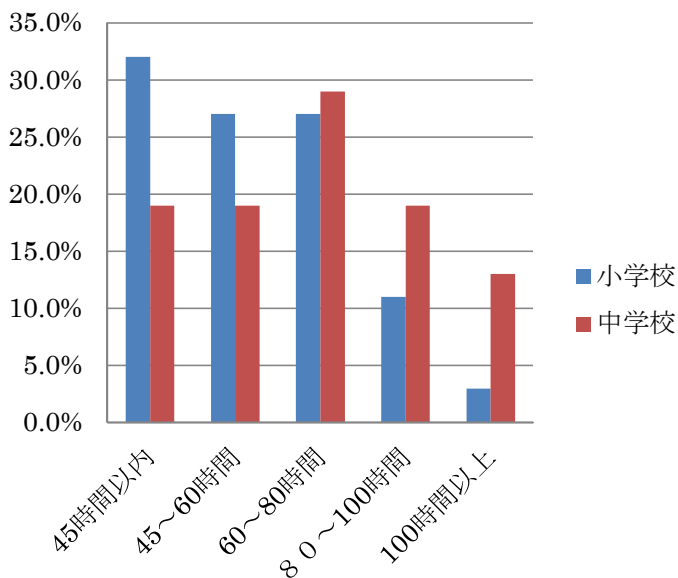


厚生労働省はひと月当たり45時間以上の超勤があると心疾患や脳疾患などの発症に悪影響を及ぼすとしています。そんな中で働いている人が7割もいます。また、約2割の人が民間なら労災の対象となる80時間を越えています。こんな状況がいつまで続くのでしょうか。こんな状態で毎日元気に子どもたちの前に立ち続けることができるのでしょうか。不安は募るばかりです。



100時間以上中学校は小学校の4倍！

小・中の比較



80時間～100時間も中学校は小学校の約2倍です。中学校だけで見ると約1/3の人が過労死ラインを越えて働いています。授業中の教室。部活動指導中の運動場。子どもたちの目の前で倒れることがいつ起こってもおかしくない状況ではないでしょうか。

一方、「勤務時間を記録するのが負担」という声がありました。しかし、自分のため自分の家族のために記録は正しく残しておきましょう。それが公務災害認定の貴重な資料になります。労働安全衛生の第一歩です。

まさかのときの自分のため、家族のために勤務時間の記録は正しく残しましょう

# 働きやすい職場づくりアンケートより

その2

前回は超勤について報告しました。今回は職場の実態についてです。

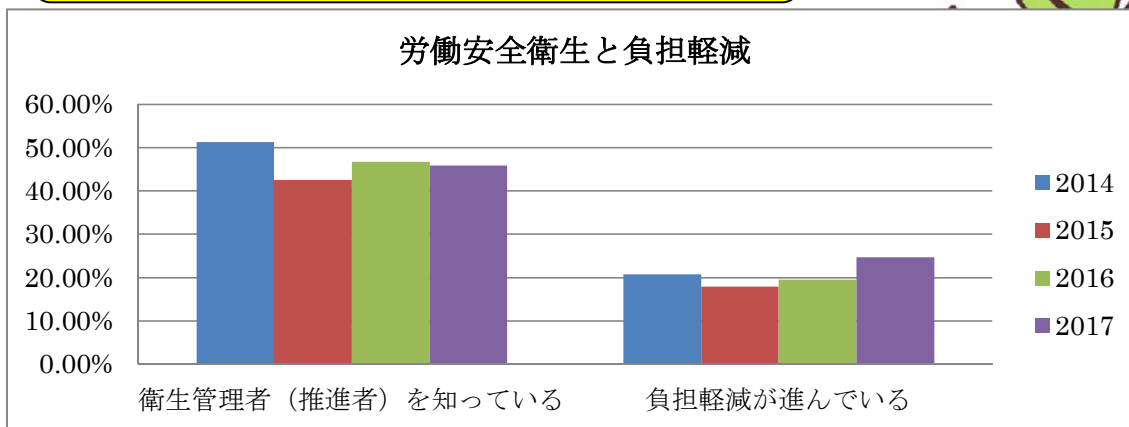
## 2017 熊本県教職員組合

### 職場実態、すべての項目が悪化する



少しずつではありますがこの3年間改善傾向にあった実態が残念ながらどの項目も悪化してしまいました。震災直後の昨年の調査より悪くなっているのです。働く側の意識改革が呼びかけられますが、まずは雇う側のマネジメントが問われます。特に小中学校は市町村教委が服務監督権者です。文科省や県教委から様々な通知が出ても市町村教委がそれをもとに具体的な改善方針のもとマネジメントしなければ実態改善にはつながりません。市町村への働きかけを強めることが急務です。

### なかなか進まない実感の持てる負担軽減



職場の衛生管理者(推進者)を知っている人は例年5割ほどで止まっています。法律上すべての職場に置かれています。職員会議などでその方が労働安全衛生について提案すれば誰が担当かわかるはずですが、担当が決めてあるだけになっている職場が多いのではないのでしょうか。

職場における負担軽減の主役は「労働安全衛生管理者（推進者）」です

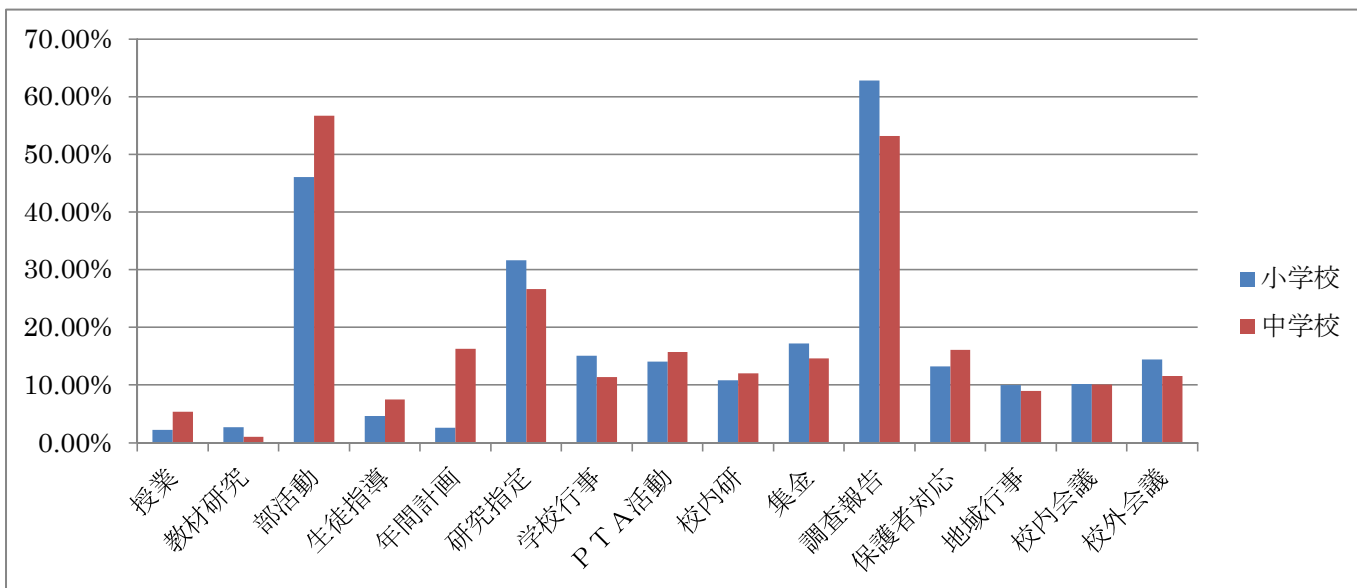
# 働きやすい職場づくりアンケートより

今回は業務改善と土曜授業の振替休について報告します。

その3

## 2017 熊本県教職員組合

減らしたいものの約5割が調査報告と部活動と回答。研究指定が続く。

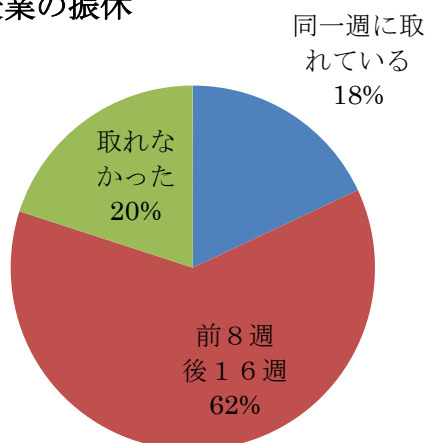


減らしたい業務、調査報告が小中ともに高い数字になりました。また、中学校では6割近くが部活動をあげています。「部活動担当を断りにくい」という声を聞きます。そのほとんどが土日も含む勤務時間外の活動です。小学校ばかりでなく中学校でも社会体育への移行を検討すべきです。

昨年同様2割もの人が実際は振休取れず！



土曜授業の振休



土曜授業の振替休は同一週が原則と条例に定められています。しかし、実際は初めから「長期休業中に」と管理職から言われます。また、出勤簿上は休みになっていても出勤しているとの声もありました。労基法(週当たりの労働時間は40時間以内と定められています)違反です。管理職の責任が問われます。土曜授業については早急な見直しが必要です。

子どもへ「きまりを守ろう」と言うなら、まず私たちがきまりを守るべきです